



丸 森 町 障 害 福 祉 計 画

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

丸 森 町

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	
(1) 法的位置づけ	1
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	4
4 障害者の状況	
(1) 身体障害者	4
(2) 知的障害者	7
(3) 精神障害者	8
(4) 障害支援区分認定者数	8
(5) 自立支援医療受給者証所持者数	10
5 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	12
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	13
6 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標	
(1) 障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築	14
7 相談支援体制の充実・強化等に係る目標【新設】	15
8 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標【新設】	16

9 支援の種類ごとの見込量及びその確保のための方策

(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス	18
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援	21
(5) 障害児通所支援等	22

10 地域生活支援事業見込量及びその確保のための方策

(1) 必須事業	24
①理解促進研修・啓発事業	24
②自発的活動支援事業	24
③相談支援事業	25
④成年後見制度利用支援事業	26
⑤意思疎通支援事業	27
⑥手話奉仕員養成研修事業	27
⑦日常生活用具給付等事業	28
⑧移動支援事業	29
⑨地域活動支援センター機能強化事業	30
(2) 任意事業	31

11 障害者等に対する虐待の防止

12 災害や感染症への対策の推進

13 今後取り組むべき事項

14 地域自立支援協議会

15 計画の点検・評価体制の構築

16 資料編

(1) 丸森町障害者計画等推進委員会設置要綱	37
(2) 丸森町障害者計画等推進委員会委員	39
(3) 審議日程・内容	40

1 計画策定の趣旨

本町では、平成19年3月に「丸森町障害者計画(平成19年度～平成27年度)」を、引き続き平成28年3月には「第2次丸森町障害者計画(平成28年度～平成35年度)」を策定し、その基本理念である「一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせる まちづくり」の実現を目指して、障害者施策の推進に努めてきました。

第6期丸森町障害福祉計画・第2期丸森町障害児福祉計画(以下「本計画」という。)は、本町の障害福祉の基本計画である「丸森町障害者計画」の実施計画として策定するもので、第5期丸森町障害福祉計画・第1期丸森町障害児福祉計画(以下「前計画」という。)が令和2年度に計画の最終年度を迎えることから、現計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年5月19日 改正)」に基づき策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体のものとして策定するものです。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

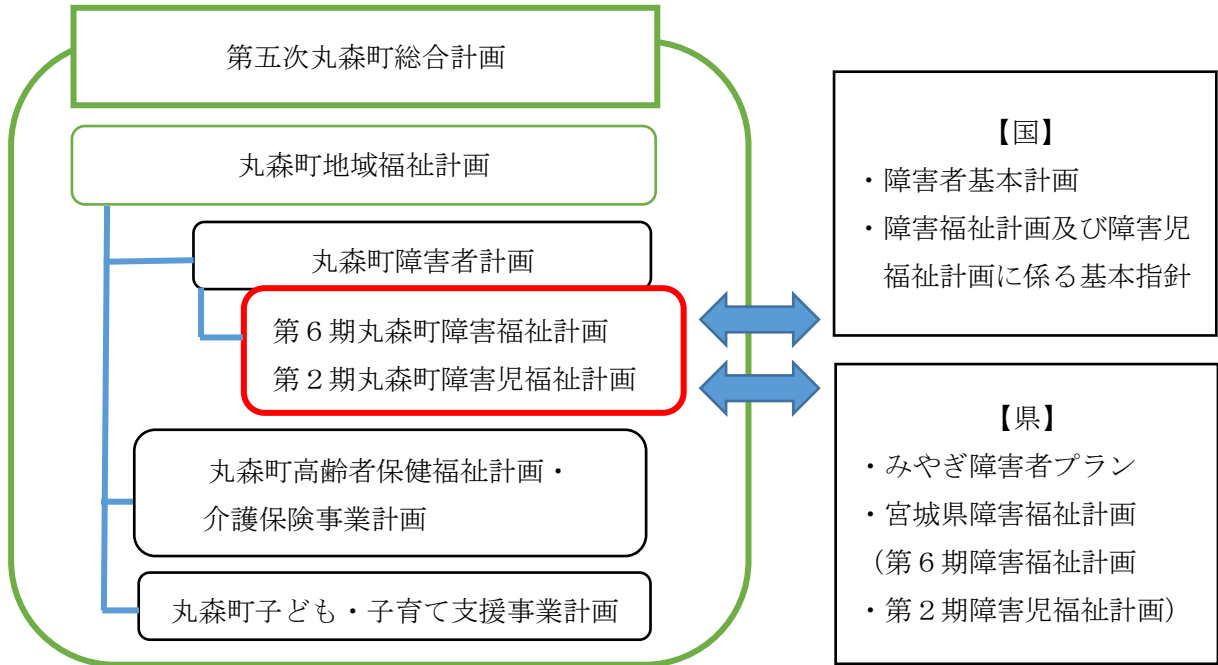
○児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、国と県の関連する計画等を踏まえながら、本町の最上位計画である「第五次丸森町総合計画」における分野別施策を具現化したものとして策定します。また、「丸森町地域福祉計画」、「丸森町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「丸森町子ども・子育て支援事業計画」などの関係する計画との整合を図ります。

他計画との関連図



【国の基本指針の主な内容】

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等【新設】
- 障害者の社会参加を支える取組
- 障害福祉サービス等の質の向上【新設】
- 障害福祉人材の確保

障害者計画と障害福祉計画

■障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

■障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の見込量及びそれを確保するための方策等を定めた計画です。また、障害児福祉計画は、障害児通所支援等の見込量及びそれを確保するための方策等を定めた計画です。本計画は「障害福祉に関する実施計画」という位置づけになります。

【基本理念】

一人ひとりが
自分らしく
いきいきと暮らせる
まちづくり

【基本目標】

日々の暮らしを
支えるまちづくり

安心と安らぎのある
住みよいまちづくり

社会参加へ向けた
自立を支える
まちづくり

【施策】

- ・生活支援
- ・保健、医療
- ・教育、芸術活動、スポーツなど

- ・生活環境
- ・情報提供の充実
- ・安全、安心

- ・雇用、就業
- ・差別の解消及び権利擁護の推進
- ・公共サービス等における配慮

本計画は、上記の障害者計画の実施計画であり、施策に関わる障害福祉サービス等の目標数値、サービスの見込量とサービス確保のための方策等を定めるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者計画 (H19~)	第2次丸森町障害者計画						第3次丸森町障害者計画		
障害福祉計画	第5期丸森町障害福祉計画			第6期丸森町障害福祉計画			第7期丸森町障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期丸森町障害児福祉計画			第2期丸森町障害児福祉計画			第3期丸森町障害児福祉計画		

4 障害者の状況

(1) 身体障害者

等級別身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和元年度末では1級と2級（重度）が全体の44%を占めており、3級と4級（中度）が41%、5級と6級（軽度）が15%で、重度と中度の割合が高くなっています。

障害の種類別の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末では「肢体不自由」が全体の52.4%と最も多く、次いで「内部障害」が33.3%となっています。

この「内部障害」における障害の種類別・等級別の身体障害者数は、「心臓機能障害」の割合が54.6%と高く、次いで「腎臓機能障害」の21.2%となっています。

◆等級別身体障害者数の推移（各年度末現在）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
1級	179人	174人	164人	168人	170人	
2級	101人	95人	91人	91人	92人	
3級	118人	113人	114人	105人	105人	
4級	134人	134人	137人	136人	138人	
5級	58人	60人	58人	52人	53人	
6級	43人	42人	39人	36人	36人	
合計	633人	618人	603人	588人	594人	
構成比	1級	28.3%	28.1%	27.2%	28.6%	28.6%
	2級	16.0%	15.4%	15.1%	15.5%	15.5%
	3級	18.6%	18.3%	18.9%	17.9%	17.7%
	4級	21.2%	21.7%	22.7%	23.1%	23.2%
	5級	9.1%	9.7%	9.6%	8.8%	8.9%
	6級	6.8%	6.8%	6.5%	6.1%	6.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※構成比：少数第2位を四捨五入（端数処理あり）

◆障害の種類別身体障害者数の推移（各年度末現在）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	39人	37人	36人	38人	41人
聴覚・平衡機能障害	47人	41人	38人	37人	38人
音声・言語・そしゃく障害	9人	9人	8人	5人	6人
肢体不自由（上肢・下肢障害、 体幹機能・運動機能障害）	344人	346人	330人	316人	311人
内部障害	194人	185人	191人	192人	198人
心臓機能障害	110人	103人	107人	107人	108人
呼吸機能障害	11人	8人	10人	12人	13人
膀胱・直腸・小腸等の障害	27人	29人	31人	30人	33人
腎臓機能障害	44人	43人	41人	41人	42人
免疫機能障害	2人	2人	2人	2人	2人
肝臓機能障害	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	633人	618人	603人	588人	594人

◆障害の種類別・等級別身体障害者数（令和元年度末現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	10人	16人	2人	3人	6人	4人	41人
聴覚・平衡機能障害	0人	16人	5人	8人	0人	9人	38人
音声・言語・そしゃく障害	1人	0人	2人	3人	0人	0人	6人
肢体不自由（上肢・下肢障害、 体幹機能・運動機能障害）	40人	58人	62人	81人	47人	23人	311人
内部障害	119人	2人	34人	43人	0人	0人	198人
心臓機能障害	80人	1人	16人	11人	0人	0人	108人
呼吸機能障害	5人	0人	6人	2人	0人	0人	13人
膀胱・直腸・小腸等の障害	0人	0人	4人	29人	0人	0人	33人
腎臓機能障害	34人	0人	7人	1人	0人	0人	42人
免疫機能障害	0人	1人	1人	0人	0人	0人	2人
肝臓機能障害	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	170人	92人	105人	138人	53人	36人	594人

(2) 知的障害者

令和元年度末の知的障害者（療育手帳所持者）数は、全体で 159 人となっており、平成 27 年度末の 155 人から 4 年間で 4 人・2.5%の増とほぼ横ばいの傾向になっています。

程度別知的障害者数は、令和元年度末ではA（最重度・重度）が 74 人、B（中度・軽度）が 85 人となっています。平成 27 年度末から比べると A の方は減少傾向になっているものの、B の方は増加傾向となっています。

◆程度別知的障害者数の推移（各年度末現在）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A		78 人	78 人	76 人	77 人	74 人
B		77 人	80 人	83 人	83 人	85 人
合 計		155 人	158 人	159 人	160 人	159 人
構 成 比	A	50.3%	49.4%	47.8%	48.1%	46.5%
	B	49.7%	50.6%	52.2%	51.9%	53.5%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※構成比：少数第 2 位を四捨五入（端数処理あり）

(3) 精神障害者

令和元年度末の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、全体で 90 人となっており、平成 27 年度末から比べると 4 年間で 20 人増となっています。

等級別精神障害者数は、令和元年度末では 2 級が最も多い 48 人で全体の 53.3%となっており、1 級から 3 級までのいずれの等級も、平成 27 年度末から比べると、増加傾向となっています。

◆等級別精神障害者数の推移（各年度末現在）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級		21 人	20 人	18 人	19 人	25 人
2 級		37 人	38 人	50 人	51 人	48 人
3 級		12 人	12 人	18 人	24 人	17 人
合 計		70 人	70 人	86 人	94 人	90 人
構 成 比	1 級	30.0%	28.6%	21.0%	20.2%	27.8%
	2 級	52.9%	54.3%	58.1%	54.3%	53.3%
	3 級	17.1%	17.1%	20.9%	25.5%	18.9%
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※構成比：少数第 2 位を四捨五入（端数処理あり）

(4) 障害支援区分認定者数

「障害支援区分」とは、障害の程度（重さ）ではなく、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものをいい、支援の必要性に応じ、区分 1 から区分 6 までの 6 段階で示されます。この「障害支援区分」は、障害福祉サービスを受けるための要件や支給量を定めるための基準となっています。

障害支援区分認定者数は、令和元年度末では全体で 75 人となっており、平成

27年度末の91人と比べると17.6%減少しています。

令和元年度末の障害支援区分別では、「区分6」が20人で全体の26.7%、「区分3」が19人で25.3%、「区分4・5」が共に13人でそれぞれ17.3%となっており、区分の重い人の割合が高い傾向となっています。また、障害種別で見ると知的障害のある人の認定者数が54人と多く、全体の72%を占めます。

◆障害支援区分認定者数の推移（平成28年度までは「障害程度区分」）

平成27年度									
項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	小計	区分なし	合計
身体	0人	2人	4人	0人	4人	10人	20人	0人	20人
知的	2人	11人	18人	11人	6人	10人	58人	21人	79人
精神	0人	3人	3人	2人	0人	0人	8人	10人	18人
児童	0人	0人	5人	0人	0人	0人	5人	0人	5人
計	2人	16人	30人	13人	10人	20人	91人	31人	122人

平成28年度									
項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	小計	区分なし	合計
身体	0人	2人	3人	0人	4人	11人	20人	0人	20人
知的	1人	10人	17人	12人	10人	10人	60人	22人	82人
精神	0人	1人	3人	2人	0人	0人	6人	11人	17人
児童	0人	0人	2人	0人	0人	0人	2人	0人	2人
計	1人	13人	25人	14人	14人	21人	88人	33人	121人

平成29年度									
項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	小計	区分なし	合計
身体	0人	1人	4人	0人	4人	10人	19人	0人	19人
知的	0人	9人	16人	12人	11人	11人	59人	25人	84人
精神	0人	2人	4人	1人	1人	0人	8人	8人	16人
児童	0人	0人	3人	0人	0人	0人	3人	0人	3人
計	0人	12人	27人	13人	16人	21人	89人	33人	122人

平成30年度									
項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	小計	区分なし	合計
身体	0人	0人	4人	0人	4人	9人	17人	3人	20人
知的	0人	9人	13人	15人	10人	11人	58人	27人	85人
精神	0人	3人	4人	1人	1人	0人	9人	9人	18人
児童	0人	1人	1人	0人	0人	0人	2人	0人	2人
計	0人	13人	22人	16人	15人	20人	86人	39人	125人

令和元年度									
項目	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	小計	区分なし	合計
身体	0人	0人	3人	1人	3人	9人	16人	3人	19人
知的	0人	9人	14人	11人	9人	11人	54人	27人	81人
精神	0人	1人	1人	1人	1人	0人	4人	15人	19人
児童	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	1人
計	0人	10人	19人	13人	13人	20人	75人	45人	120人

(5) 自立支援医療受給者証所持者数

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療における医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、これまでの更生医療・育成医療・精神障害者通院医療費公費負担制度が、平成18年度から自立支援医療制度に一本化されています。

人工透析や人工関節置換術等が対象となる更生医療の受給者については、毎年増減を繰り返すものの、横ばいの傾向になっています。

18歳未満の児童が口蓋裂や先天性股関節脱臼等の治療を受ける育成医療については、これまで3人が受給しています。

統合失調症等の精神通院医療の受給者数は、令和元年度末で186人となり、平成27年度末の171人から4年間で15人・8.8%の増となっています。

◆自立支援医療受給者証所持者数の推移（各年度末現在）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
更 生 医 療	25人	26人	26人	26人	25人
育 成 医 療	0人	2人	1人	3人	1人
精 神 通 院 医 療	171人	198人	183人	189人	186人

5 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標については、令和5年度を目標年度として、これまでの実績及び実情を踏まえ、次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者については、令和元年度末時点で、前計画の目標値（2人）に対して重い障害等のため地域生活への移行が困難な人もいる現状から未達成（0人）となっていますが、「地域移行支援」の利用見込み等を踏まえ、目標人数を1人とします。

施設入所者数の削減については、現在でも各施設に入所待機者がいる現状から、削減目標は設定しないこととし、令和元年度末時点の施設入所者数を維持することとします。

施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	27人	令和元年度末時点の施設入所者数 ※令和3年2月末現在28人
【目標】地域生活移行者の増加	1人	(A)のうち、令和5年度末までに 地域生活に移行する人の目標
	6%	
【目標】施設入所者数の削減	-1人	(A)の時点から令和5年度末施設 入所者の削減目標
	-%	
令和5年度末施設入所者	27人	令和5年度末の利用者数見込

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行。 ○令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減。 ○令和2年度末において、令和2年度末時点の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を加える。
------	---

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の設置については、保健福祉課が核となって協議の場を整備し各分野との支援体制を令和5年度末までに整備するよう努めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	—	—	1回
【目標】保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	—	—	15人
【目標】協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	1回

国の指針	○協議の場の、一年間の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数を設定する。
------	--

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点の整備については、障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親なき後」を見据えた内容も含め仙南地域自立支援協議会で検討・調整し令和2年度から基幹相談支援センター等相談機能強化事業として実施しています。

また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を行います。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標値

項目	数値	考え方
【目標】地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年3回	年1回以上運用状況を検証・検討

国の指針	○令和5年度までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。
------	---

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者は、前計画の目標値（1人）に対して、令和元年度の実績は0人でしたが、令和2年度は3人（令和3年1月現在）が移行したことから、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数は、3人を目標値とします。

福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数（A）	0人	令和元年度末時点において一般就労へ移行した人数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	3人	令和5年度末時点において就労移行支援等を通じて一般就労に移行する人数 令和元年度から約1.27倍
うち就労移行支援[新設]	3人	約1.30倍
うち就労継続A型[新設]	0人	約1.26倍
うち就労継続B型[新設]	0人	約1.23倍
【新規目標】就労定着支援事業の利用者数	3人	令和5年度末時点において、一般就労移行者のうち7割以上の利用を目指す
【新規目標】就労定着支援における就労定着率 ※該当する施設・事業所はありません。	一カ所	令和5年度末時点において、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを旨とする

(注)福祉施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。

国の指針	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍【新規】</p> <p>○令和5年度末時点において、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者を7割以上とする。</p> <p>○令和5年度末時点において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p>
------	---

6 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

障害のある児童の地域支援体制等の構築に向け、施設や体制の整備について、令和5年度を目標年度としてこれまでの実績及び実情を踏まえ、次のとおり設定します。

(1) 障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、仙南地域自立支援協議会で体制の整備が協議されており、センター機能が十分発揮できるよう各関係機関と連携を図ります。

保育所等訪問支援については、当該サービスを利用できるよう体制の構築に努めます。

主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、仙南地域自立支援協議会において体制の整備を協議するとともに、受け入れ先の拡大に向けて事業所への情報提供や情報交換に努めます。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、仙南地域自立支援協議会こども支援部会に設置しています。

医療的ケア児に対する関係分野の連携の一層の推進については、保健、医療、障害福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築の目標値

項目	数値 【目標】	考え方
児童発達支援センターの設置数	1ヵ所	令和5年度末までに設置
保育所等訪問支援の利用体制	有	令和5年度末までに整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1ヵ所	令和5年度末までに確保
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1ヵ所	仙南地域自立支援協議会こども支援部会に設置
	1人	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1ヵ所以上設置する。(圏域での確保も可) ○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ所以上確保する。(圏域での確保も可) ○令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(圏域での設置も可)
------	--

7 相談支援体制の充実・強化等に係る目標【新設】

相談支援体制の充実・強化については、仙南地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターの実績や現状等を踏まえ、次のとおり設定します。

相談支援体制の充実・強化等に係る目標値

項目	数値 【目標】	考え方
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	令和5年度の実施の有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	1件	令和5年度の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	令和5年度の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和5年度の実施回数

国の指針	○令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
------	---

8 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標【新設】

障害福祉サービスの質を向上させるため、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築に努めます。

障害福祉サービス等の質の向上に係る目標値

項目		数値 【目標】	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加		1人	令和5年度の参加人数
障害者自立支援 審査支払等シ ステム	審査結果の共有体制	有	令和5年度の体制の有無
	審査結果の共有の実施	1回	令和5年度の実施回数

国の指針	○令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。
------	------------------------------------

9 支援の種類ごとの見込量及びその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障のある人に、日常生活支援サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。なお、本町ではこれまで利用実績がなかったことから、今後も利用者がいないものと予想されます。

訪問系サービスの見込量

サービス名		実績値 (参考)			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	延時間/月	230	69	84	84	84	84
	人	11	2	3	4	4	4
重度訪問介護	延時間/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	延時間/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	延時間/月	18	0	0	16	16	16
	人	1	0	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	延時間/月	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※上記の数値は、各年度末における3月(1ヶ月分)の実績値または見込値

■見込量確保のための方策

障害のある人に地域支援を行う上で重要となる訪問系サービスについては、積極的な情報提供により、必要なサービス量の確保に努めます。特に、居宅介護については、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人を対象に、主として日中に障害者支援施設などで行われる日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活力の向上のための有期の訓練などを行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期訓練などを行います。
就労継続支援A型 (雇车型)	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援B型 (非雇车型)	
就労定着支援	就労移行支援制度を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気や家族の休養などのため、障害者支援施設(病院)などへの短期入所による日常生活の支援などを行います。

日中活動系サービスの見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延日数/月	742	765	734	810	810	810
	実人数/月	35	35	37	37	37	37
自立訓練 （機能訓練）	延日数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	延日数/月	23	44	65	88	88	88
	実人数/月	1	2	3	4	4	4
就労移行支援	延日数/月	94	95	33	95	95	95
	実人数/月	6	5	2	3	3	3
就労継続支援 A型	延日数/月	46	90	87	110	110	110
	実人数/月	2	4	4	5	5	5
就労継続支援 B型	延日数/月	900	961	948	1,140	1,140	1,140
	実人数/月	53	53	56	57	57	57
就労定着支援	人	0	0	2	3	3	3
療養介護	人	6	5	5	6	6	6
短期入所 （福祉型）	延日数/月	16	0	2	8	8	8
	実人数/月	4	0	1	4	4	4
短期入所 （医療型）	延日数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

※上記の数値は、各年度末における3月（1ヶ月分）の実績値または見込値

■見込量確保のための方策

各日中活動系サービスについては、仙南地域自立支援協議会を通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう県内の事業所だけでなく、町内から利用可能な隣接する県外市町村の事業所の確保に努めます。

「生活介護」や「就労移行（継続）支援」などのニーズが増加することが見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が自ら適切なサービスと事業所を選択できるよう事業者との連携を密にしながら、利用者の希望に沿えるよう最新の情報提供に努めます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助を、主として夜間に行います。
施設入所支援	施設入所者を対象に、日常生活の支援を主として夜間に行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人などを対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から適時に適切な支援を行います。

居住系サービスの見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	21	18	18	37	37	37
施設入所支援	人	26	27	28	27	27	27
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

※上記の数値は、各年度末における3月（1ヶ月分）の実績値または見込値

■見込量確保のための方策

「共同生活援助」については、館矢間地区に自閉症にも対応したグループホームが令和3年4月に開所することから、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、見込量の達成に寄与することが期待されます。

また、「共同生活援助」利用者に対して家賃の一部補助の利用を促し、利用者の負担軽減と利用人数の増加を図ります。

「施設入所支援」については、障害支援区分認定審査会での適正な審査により、利用対象にあたる人にはサービスの情報を積極的に伝えるなどして、必要な人が円滑に利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

相談支援の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	77	96	100	120	120	120
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※上記の数値は、各年度末における年間の実績値または見込値

■見込量確保のための方策

福祉サービスの利用者に対し、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、サービスが計画に基づいて提供されているかのモニタリングをすべての対象者について実施できるよう、見込量を設定しています。

入所施設や精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続きの同行などの「地域移行支援」と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡・対応などの「地域定着支援」を活用できるよう、広報・周知に努めます。

(5) 障害児通所支援等

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障害のある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある児童など、重度の障害があり、障害通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の給付等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障害のある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

障害児通所支援等の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延日数/月	9	5	9	8	8	8
	実人数/月	2	2	3	2	2	2
医療型児童発達支援	延日数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	延日数/月	50	11	63	140	140	140
	実人数/月	5	3	5	7	7	7
保育所等 訪問支援	延日数/月	0	0	0	0	0	1
	実人数/月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	延日数/月	0	0	0	0	0	1
	実人数/月	0	0	0	0	0	1
障害児 相談支援	人	5	7	5	7	7	7

※上記の数値は、各年度末における3月（1ヶ月分）の実績値または見込値

■見込量確保のための方策

サービス内容や事業所に関する周知を進め、身近な地域での支援や障害特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に、利用者が増加傾向にある放課後等デイサービスについては、関係機関との連携をより一層密にして適切な利用に努めます。また、障害等に関する正しい知識が町民全般に広がるよう、啓発に努めます。

10 地域生活支援事業見込量及びその確保のための方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくするため、障害のある人などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

理解促進研修・啓発事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害のある人に対する町民の理解や認識を深めるとともに、社会問題となっている障害のある人への差別や虐待を防ぐため、広報誌や講演会を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、町民の障害者理解の促進につながる、わかりやすい啓発・広報活動を推進します。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動 支援事業	日常生活及び社会生活を営む上で、障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（交流会、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

自発的活動支援事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害のある人やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換することができる活動を支援するため、障害者団体への補助事業の継続を図ります。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
障 害 者 相 談 支 援 事 業	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。
市 町 村 相 談 支 援 強 化 事 業	一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するため特別に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組みなどを行います。
住 宅 入 居 等 支 援 事 業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が、保証人がいない等の理由により困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活の支援を行います。
基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	障害のある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターを確保します。

相談支援事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談 支援事業	実施箇所 / 年	1	1	1	1	1	1
市町村相談 支援強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談 支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害者相談支援事業、市町村相談支援強化事業及び基幹相談支援センターについては、仙南2市7町が共同して事業者に委託することにより実施します。

住宅入居等支援事業については、ニーズの把握に努めながら、必要に応じて支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害のある人で判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行います。
成年後見制度法人後見支援制度	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制や、専門職による支援体制の構築などを行います。

成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	実人数 / 年	3	3	3	3	4	5
成年後見制度 法人後見支援制度	実施の 有 無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害のある人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることを踏まえ、本人やその家族、サービス提供事業者に対し、本事業の啓発に努めます。

⑤意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支援が必要な人に対し、手話通訳・要約筆記の方法により、他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣や、町の相談窓口到手話通訳者等の設置による支援を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

意思疎通支援事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	人/年	0	0	0	1	1	1
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

■見込量確保のための方策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、必要に応じて関係機関に委託し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

手話通訳者設置事業については、現状では派遣事業において対応できることから、将来的なニーズを踏まえた対応に努めます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成 研 修 事 業	聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障害のある人の社会参加と交流を促進します。

手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	終了見込者数/年	1	1	0	3	3	3

※令和2年度については新型コロナウイルス感染防止対策のため事業中止

■見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら近隣市町との共催により養成研修を実施します。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、次に掲げる支援用具等の給付を行います。

（日常生活用具給付等事業の内容）

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子など。
自立生活支援用具	障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用具。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害のある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	件数 /年	0	0	0	0	0	0
自立生活 支援用具	件数 /年	0	0	3	1	1	1
在宅療養等 支援用具	件数 /年	0	3	3	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	件数 /年	0	2	2	2	2	2
排泄管理 支援用具	件数 /年	273	316	382	420	420	420
居宅生活動作 補助用具 （住宅改修費）	件数 /年	1	0	0	1	1	1

■見込量確保のための方策

利用希望者や希望内容の把握に努めるとともに、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行うとともに、ニーズを踏まえた施設整備に努めます。

また、必要な人に必要な支援が行き届くよう、本事業の周知に努めます。

⑧移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

移動支援事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	平均延時間 /月	51	101	77	110	110	110
	平均実人数 /月	3	5	3	5	5	5
	一人当たり の時間 (平均)	18	20	24	22	22	22

■見込量確保のための方策

障害のある人の自立には、外出の機会や外出のしやすさを確保することが重要なことから、十分な見込量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会や社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動センターの機能を充実・強化し、障害のある人の地域活動支援を促進します。

地域活動支援センター機能強化事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	0	0	0	0	0	1
	平均実人数/月	0	0	0	0	0	10

■見込量確保のための方策

地域活動支援センターについては、町内に利用できる施設がなく、町外施設の利用実績もありませんが、将来的な利用に向けて事業所の確保に努めます。

(2) 任意事業

障害のある人の能力及び適性に応じ、日常生活または社会生活を営むことができるよう、本町独自の地域生活支援のための任意事業を実施します。

■内容

サービス名	内 容
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	自宅で入浴することが困難な人に対し、自宅を訪問して浴槽等を提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。
更 生 訓 練 費 給 付 事 業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費用の支給を行います。
日中一時支援事業	日中の介護者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な人に、障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、見守りと社会に適応するための日常的な訓練を行います。
障 害 児 者 タ イ ム ケ ア 事 業	障害児者並びにADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）及び高機能自閉症等に該当する人を対象に、日中の一時的な預かりを行います。
自 動 車 運 転 免 許 取 得 ・ 自 動 車 改 造 助 成 事 業	身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者と療育手帳の交付を受けている知的障害者が自動車運転免許を取得する際に、費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

任意事業の見込量

サービス名		実績値（参考）			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴 サービス事業	実人数 /月	0	0	0	1	1	1
更生訓練費 給付事業	実人数 /月	0	0	0	0	0	0
日中一時 支援事業	延日数	707	402	333	368	368	368
	実人数	14	9	4	4	4	4
障害児者タイ ムケア事業	延日数	191	215	153	184	184	184
	実人数	7	6	6	6	6	6
自動車運転免 許取得・自動車 改造助成事業	実人数 /年	3	0	2	2	2	2

■見込量確保のための方策

任意事業については、地域のニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。

各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

また、仙南地域自立支援協議会などを活用するとともに、日常的な障害福祉サービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。

1 1 障害者等に対する虐待の防止

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるため、障害者への虐待を見つけた人に市町村への通報を義務付けるほか、虐待が疑われる家庭への立ち入り調査が可能となりました。

この法律により、宮城県障害者権利擁護センター（委託先：一般社団法人 宮城県社会福祉協議会）及び仙南地域障がい者基幹相談支援センター（委託先：県南生活サポートセンター アサンテ）と町が連携しながら、虐待の早期発見と防止に取り組めます。

1 2 災害や感染症への対策の推進

令和元年東日本台風による災害や、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害や感染症への対策について、宮城県や近隣市町、保健・医療の関係機関、事業者、地域団体等との連携を強化しながら、障害のある人の安全確保に向けた支援を推進します。

1 3 今後取り組むべき事項

(1) 意思決定支援の促進

障害のある人で意思決定に支援を要する人の地域生活を支えるため、成年後見制度等の活用を促進します。

(2) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の社会参加や就労ニーズに対応した支援の充実に努めます。

(3) 障害を理由とする差別の解消の促進

町民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深められるよう、障害のある人と接する機会の少ない町民や事業者等に対し、多様な方法を活用して効果的な周知・啓発を進めながら、一層の障害者理解の促進に努めます。

(4) 利用者の安全確保や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所において、地域住民や地域団体等との緊密な関係の構築による利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることを支援します。

また、利用者が安心して生活できるよう、職員の研修等技能向上に向けた取

組みへの支援を行います。

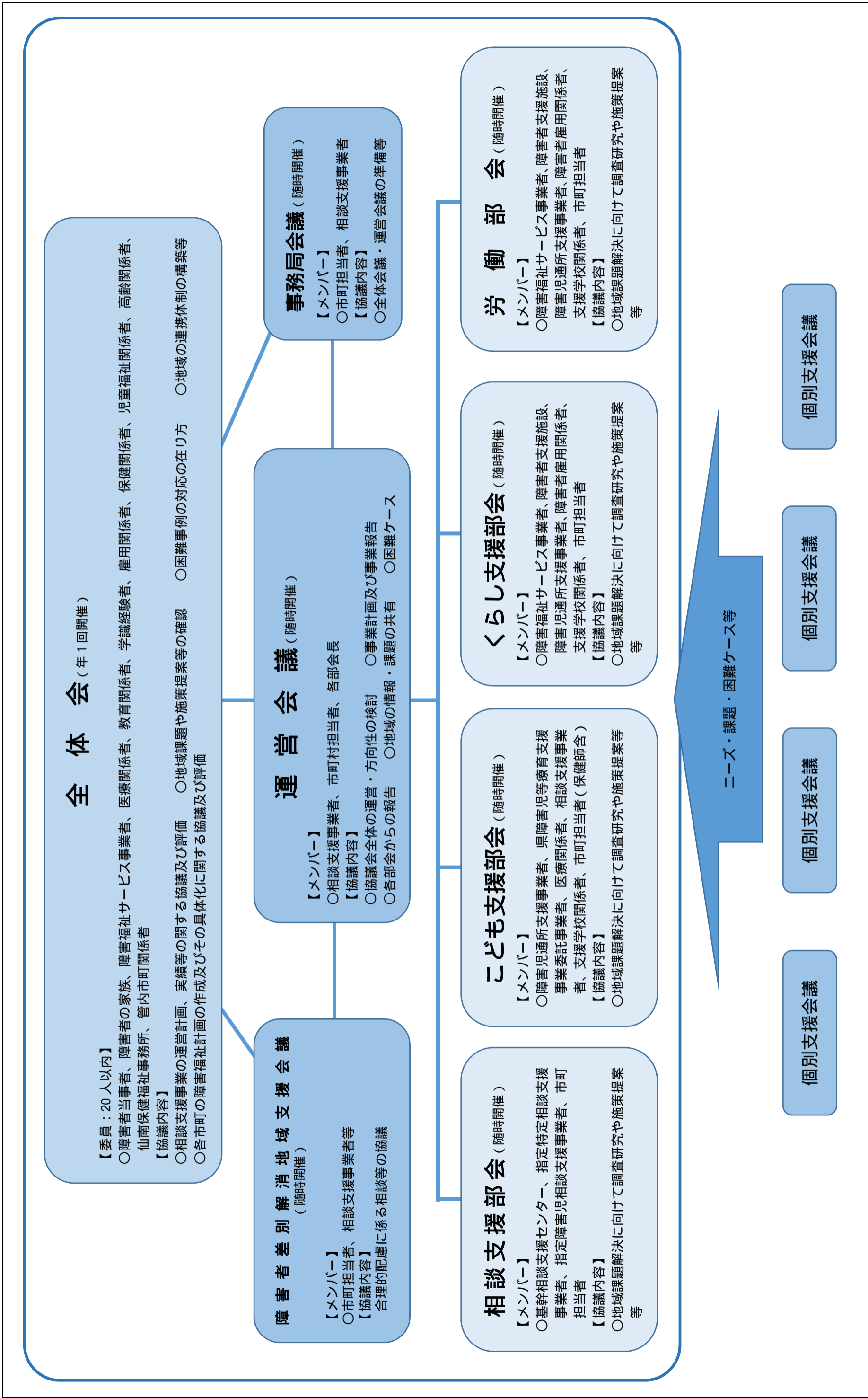
(5) 発達障害のある人に対する支援の促進

地域の関係団体等と連携し発達に関する不安や悩みがある人の現状把握に努め、本町の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

1 4 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会については、平成20年度に仙南2市7町が設置した「仙南地域自立支援協議会」において、地域における障害者の様々な問題や課題等について協議を行います。

仙南地域自立支援協議会組織図

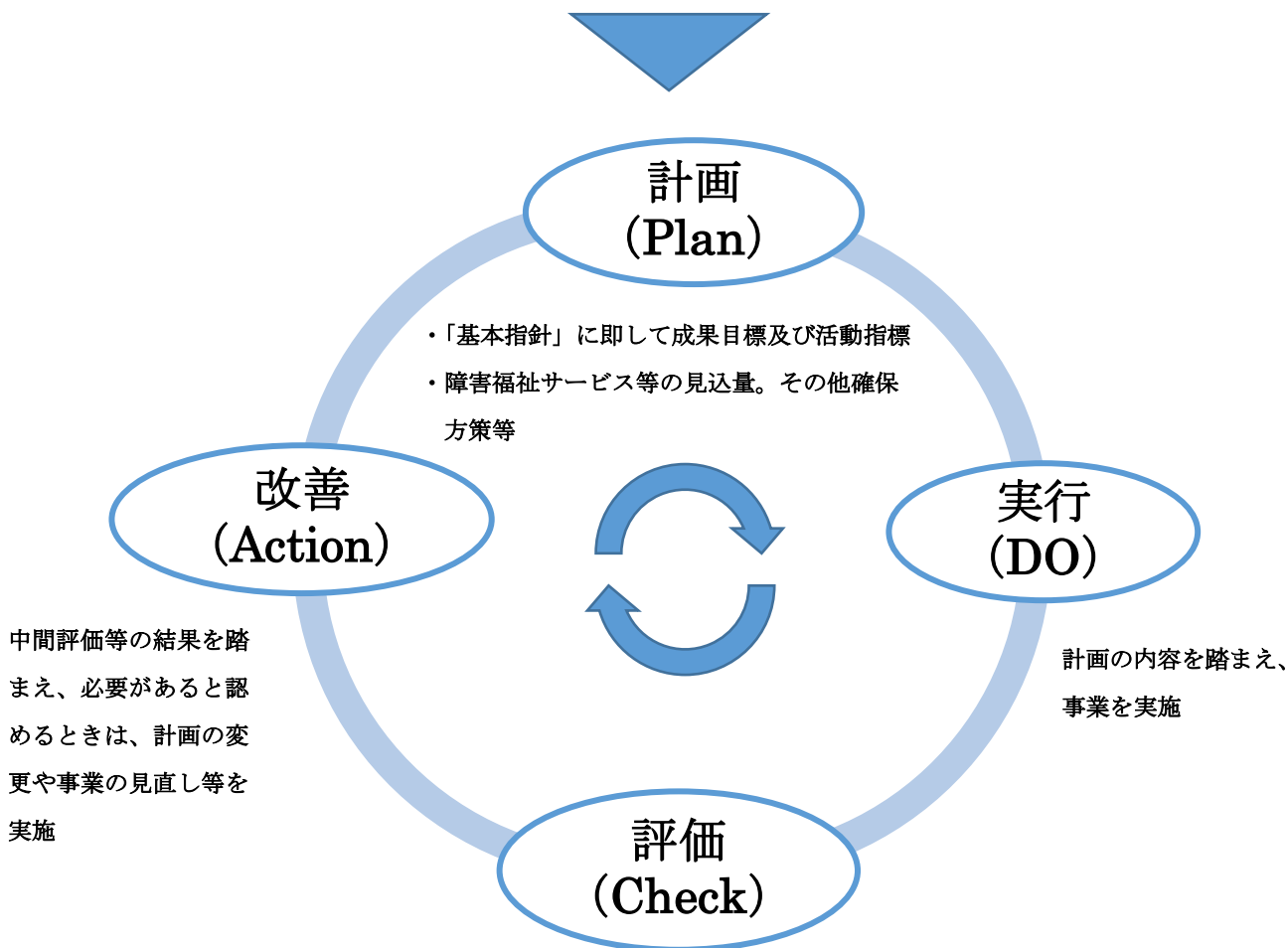


1 5 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実施を図るため、計画の進行状況のとりまとめを行うとともに、丸森町障害者計画等推進委員会で意見聴取を行い「計画 (Plan) - 実施・実行 (Do) - 点検・評価 (Check) - 処置・改善 (Action) のPDCAサイクルに基づく、計画の評価・点検を行います。

計画の点検・評価のためのPDCAサイクル

国の基本指針における点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画、障害児福祉計画における基本的考え方及び達成すべき目標 ・サービス提供体制に関する見込量
-----------------	---



16 資料編

(1) 丸森町障害者計画等推進委員会設置要綱

(平成27年4月30日 告示第35号 改正 平成27年8月20日告示第76号)

(設置)

第1条 障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目指し、障害者のための施策を円滑に推進するため、丸森町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第11条第3項に基づく丸森町障害者計画の策定及び推進に関すること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく丸森町障害福祉計画の策定及び推進に関すること。

(3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 法第2条第1号に規定する障害者

(2) 障害者団体の構成員

(3) 社会福祉法人の代表者又は選任された職員

(4) 丸森町身体障害者相談員又は丸森町知的障害者相談員

(5) 学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年8月20日告示第76号)

この告示は、平成27年7月1日から適用する。

(2) 丸森町障害者計画等推進委員会委員

丸森町障害者計画等推進委員会 委員名簿

任期：令和2年3月30日～令和4年3月29日

(順不同)

No.	氏名	所属団体等	備考
1	八巻良一	丸森町身体障害者福祉協会 会長	
2	石川久美子	発達障害児(者)親の会 エール	副委員長
3	伊藤直美	丸森町知的障害者相談員	
4	黒山幹夫	丸森町精神障害者家族会 会長	
5	齋藤治子	丸森町精神障害者家族会 副会長	
6	小林信治	丸森町心身障害児者親の会 会長	委員長
7	加藤一聖	丸森町社会福祉協議会 福祉活動専門員	
8	増田泰	社会福祉法人 はらから福祉会 働く研究所部長	
9	八島哲	仙南地域基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	
10	松原淳子	宮城県立角田支援学校 教諭	
11	菊地健二	丸森町民生委員児童委員協議会 副会長	
12	工藤勝志	一般公募	
13	高野良英	一般公募	
14	伊藤佳江	一般公募	

(3) 審議日程・内容

開催日等	審議内容
令和2年3月30日 (書面会議)	第1回丸森町障害者計画等推進委員会 ・丸森町障害者計画推進委員へ委嘱状交付 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について協議
令和2年11月10日 (丸森まちづくりセンター)	第2回丸森町障害者計画等推進委員会 ・委員長・副委員長の選任について ・委員会の進め方について協議 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況等について協議 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針について説明
令和3年1月29日 (丸森まちづくりセンター)	第3回丸森町障害者計画等推進委員会 ・丸森町障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)案について協議
令和3年2月24日	丸森町障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の策定に係る意見について(照会)
令和3年3月19日	丸森町障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の策定に係る意見について(回答)
令和3年3月26日 (丸森まちづくりセンター)	第4回丸森町障害者計画等推進委員会 ・丸森町障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)最終案について ・今後の委員会について

丸 森 町 障 害 福 祉 計 画

(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

編集・発行 丸森町保健福祉課

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

TEL : 0224-72-2115

FAX : 0224-87-7189

Email : syakaifukushi@town.marumori.miyagi.jp



まあるい森の里からこころを

丸森町